

熊本市国民健康保険条例（昭和５０年条例第３号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第１条～第13条 （略） （一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定） 第14条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第３３条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第３５条の２の６第１１項又は第１５項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第３３条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項、第３５条の３第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第３１条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第３５条第５項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第３２条第１項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第３５条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第３５条の３第１５項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第３５条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第３５条の２の６第１５項又は第３５条の３第１３項若しくは第１５項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第３５条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第３５条の４の２第７項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和３７年法律第１４４号）第８条第２項（同法第１２条第５項及び第１６条第２項において準用する場合を含む。第２０条第１項第１号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第８条第４項（同法第１２条第６項及び第１６条第３項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地	第１条～第13条 （略） （一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定） 第14条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第３３条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第３５条の２の６第１１項又は第１５項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第３３条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項_____又は第３６条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第３１条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第３５条第５項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第３２条第１項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第３５条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第３５条の３第１５項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第３５条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第３５条の２の６第１５項又は第３５条の３第１３項若しくは第１５項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第３５条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第３５条の４の２第７項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和３７年法律第１４４号）第８条第２項（同法第１２条第５項及び第１６条第２項において準用する場合を含む。第２０条第１項第１号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第８条第４項（同法第１２条第６項及び第１６条第３項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地

方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。第２０条において「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等の額及び同条第１２項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第３１４条の２第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

２ （略）

第15条～第19条 （略）

（保険料の減額）

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第１３条又は第１５条の２の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が６３万円を超える場合には、６３万円）とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第３１３条第３項、第４項又は第５項の規定を適用せず、所得税法（昭和４０年法律第３３号）第５７条第１項、第３項又は第４項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第３３条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第３５条の２の６第１１項又は第１５項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第３３条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第３５条第５項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第３５条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第３５条の３第１５項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第３５条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第３５条の２の６第１５項又は第３５条の３第１３項若しくは第１５項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第３５条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第３５条の４の２第７項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第２項に

方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。第２０条において「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等の額及び同条第１２項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第３１４条の２第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

２ （略）

第15条～第19条 （略）

（保険料の減額）

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第１３条又は第１５条の２の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が６３万円を超える場合には、６３万円）とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第３１３条第３項、第４項又は第５項の規定を適用せず、所得税法（昭和４０年法律第３３号）第５７条第１項、第３項又は第４項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第３３条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第３５条の２の６第１１項又は第１５項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第３３条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第３５条第５項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第３５条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第３５条の３第１５項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第３５条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第３５条の２の６第１５項又は第３５条の３第１３項若しくは第１５項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第３５条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第３５条の４の２第７項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第２項に

規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、
租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及
び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）
の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区
分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に
定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所
属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者
（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規
定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者
（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。
以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に
地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第
3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等
控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金
額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の
収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）
の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上
の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与
所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超え
ない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者
のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの
数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて
得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得
た額

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算さ
れる所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額
（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額
に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた
金額）に28万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義
務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被
保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を

規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、
租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及
び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）
の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区
分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金
額

_____を超え
ない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者
のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの
数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて
得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得
た額

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算さ
れる所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額

_____に28万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義
務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被
保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を

超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

- (3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に 52 万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額

2～4 （略）

第20条の 2～第34条 （略）

附 則

1～9 （略）

（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

- 10 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第 2

超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

- (3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額

に 52 万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額

2～4 （略）

第20条の 2～第34条 （略）

附 則

1～9 （略）

（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

- 10 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第 2

0条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法第313条第3項」とあるのは「<u>地方税法第313条第3項</u>」と、「<u>110万円</u>」とあるのは「<u>125万円</u>」とする。 11・12 （略） （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） 13 給与等（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいい、健康保険法第3条第6項に規定する賞与を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。</u>）に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症に感染したことが疑われる場合に限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。 14～19 （略）	0条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法第313条第3項」とあるのは「<u>地方税法第313条第3項</u>」と_____する。 11・12 （略） （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） 13 給与等（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいい、健康保険法第3条第6項に規定する賞与を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症</u>_____に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症に感染したことが疑われる場合に限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。 14～19 （略）
---	---

附 則

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第13項の改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の熊本市国民健康保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。